

【利用条件】

■ 試料配布手順

(学内)

1. クリニカルバイオリソースセンター生体試料利用申請書を提出（研究目的の利用に関しては医の倫理委員会の承認が得られていることが前提）。
2. 申請者とクリニカルバイオリソースセンタースタッフで直接面談。サンプルが申請のあった診療科以外にも関係していると考えられる場合は、関連する診療科の代表者にも連絡、承諾を得る。
3. 申請の承認、契約締結。
4. 試料提供、受領確認。

(学外)

- 1, 利用希望の症例、試料種等の条件を AMED バイオバンク横断検索システムで検索し、さらに必要な情報についてはシステム CBRC 問合せ窓口若しくは KBBM※に問合せ
- 2, 生体試料利活用の目的と研究計画概要を明確にして、それらに的確な生体試料と附随情報の確認、提供条件等の確認を行う。(NDA 締結要)
- 3, 提供試料の特定と提供条件の合意完了後に、目的外使用を行わない旨の誓約書をクリニカルバイオリソースセンターに提出し、同時に KBBM※と生体試料利活用契約を締結
- 4, 研究計画書と各種誓約書・契約書の下に倫理承認を得る（京大中央 IRB 可能）
- 5, 試料と付随情報（診療情報、品質情報）の提供、受領確認